

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 株式譲渡損による住民税還付を廃止へ

Q: 株式を譲渡して損がある場合、所得税では何の手当てもありませんが、住民税では還付されることがあると聞きましたが……

A: バブル崩壊に伴う株式市場の低迷から昨年来、前年の株式譲渡損失が所得金額を上回った場合、その年に特別徴収されていた住民税については還付請求が可能でした。

が、事案が多発し、地方税の執行上問題視されていました。この度平成6年度の地方税法の改正案には、この住民税還付を平成7年度住民税からシャット・アウトする措置が盛り込まれています。

地方税法では「前年中において所得を有しなかった者」については、住民税を課しないと規定されており、この“所得”の範囲には、給与所得や事業所得はもちろんのこと、分離課税とされる利子所得や株式譲渡所得あるいは申告不要とされる少額配当所得も含まれています。

このため、前年に多額の株式譲渡損失が発生した場合などは、この規定が適用され、その年の住民税は課税されず、すでに、給与等から住民税の特別徴収が行われていれば、その額が納税者からの請求により「還付」されることとされていました。

しかし、今回の地方税の改正案で、住民税非課税の範囲から「前年中において所得を有しなかった者」が削除されることとなりました。



なお、この改正は、「平成7年4月1日」から施行されることになっており、具体的には、今年1月から12月までの所得を対象として、平成7年度分住民税から適用されることとなります。

よって、残念ながら今年株式の譲渡損があっても、住民税でも何の手当てもありません。